公益財団法人沖縄県産業振興公社　専門家派遣事業実施要綱

（目的）

第１条　本事業は、創業者や様々な経営課題（経営、資金、人材、情報化等）の解決に取り組む県内の中小企業者（以下、「中小企業者」という。）の自主的な努力が助長されることを旨とし、当該中小企業者に対し、民間の専門家を派遣して適切な診断・助言を行うことにより、経営課題の解決を図り、創業者や中小企業者の成長と発展を促進することを目的とする。

（事業内容）

第２条　中小企業者に対し、公益財団法人沖縄県産業振興公社（以下、「公社」という。）に登録された専門家の派遣を行う。

（専門家派遣の実施）

第３条　診断・助言を希望する中小企業者は、公社ウェブサイトの申込フォーム、または専門家派遣申請書（様式１）、により、専門家派遣を申請する。

２　公社は、中小企業者からの申請内容を検討し、公社職員による事前面談を実施した上で、専門家派遣の可否及び派遣する専門家を決定する。

３　中小企業者が専門家を指名または推薦する場合、公社は「専門家選定理由書」の提出を求めることができる。特に県外在住の専門家を指名する場合は、県内在住の専門家では対応不可能な理由を明記しなければならない。

４　専門家派遣が決定された中小企業者は、公社から承認書を受領後、公社から送付されるウェブフォーム、または専門家派遣実施計画書（様式2）により、公社に専門家派遣実施計画を提出する。

５　専門家は、専門家派遣実施計画のもと、効果的な診断・助言を行うものとする。その場合、中小企業者が実施する業務等の代理・代行業務をしてはならない。

６　1回の専門家派遣にかかる診断・助言時間は、3時間から4時間程度とし、利用できる専門家の派遣回数は、当該年度あたり3回を上限とする。

（専門家の登録）

第4条　公社は、専門家登録申請書（様式4）、登録同意書（様式4-2）、職務経歴書（自由形式）、に基づき専門家の登録申請を受け付ける。

２　公社は、専門家登録申請書及び面談等により登録審査を行い、審査を通過した者を登録する。なお、登録は原則として県内に活動拠点を有する者とし、県外在住の専門家の登録は、県内で代替困難な特殊な知見を有する者に限定する。

３　専門家は、登録事項に変更が生じた場合、速やかに専門家登録申請書（様式4）を公社に提出しなければならない。

（専門家の登録抹消）

第5条　公社は、前条により登録した専門家が下記の行為をした場合、登録を抹消することができる。

（１）　専門家登録抹消届出書（様式5）を提出した場合

（２）　専門家登録申請書の記載内容に虚偽が判明した場合

（３）　本要綱で定めた謝金額を遵守しない場合

（４）　実施報告書に虚偽を記載した場合

（５）　正当な理由なく期限までに実績報告書を提出しない場合

（６）　専門家登録から5年を経過しても派遣実績がない場合もしくは専門家としての派遣実績が前回の派遣実施日から5年を経過した場合

（７）　本制度を利用することを前提とした、事業者への過度な営業活動または申請の誘導を行ったと認められる場合。

（８）　その他、公社が専門家としてふさわしくないと認めた場合

（専門家の守秘義務）

第６条　専門家は、派遣を引き受けることにより知り得た中小企業の機密情報を漏洩してはならないとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。

（専門家謝金）

第７条 専門家の謝金は、1回の派遣につき 41,250 円（消費税等を含む）とする。

２ 専門家謝金の負担割合は以下の通りとする。

- 公社が専門家を選定・紹介する場合：公社が 3 分の 2、中小企業者が 3 分の 1（13,750 円）を負担する。
- 中小企業者が特定の専門家を指名する場合：公社が３分の１、中小企業者が３分の２（27,500 円）を負担する。

３ 初回専門家派遣時、もしくは、口座変更時に口座振込申出書（様式 4-3）を提出する。

（専門家旅費）

第８条 専門家の旅費は、公社の旅費規定に準じて支給する。ただし、本島内及び離島内における移動費（旅費）は前条の専門家謝金に含まれているものとし、支給の対象としない。

２ 専門家旅費の負担割合は以下の通りとする。

- 公社が専門家を選定・紹介する場合：公社が 3 分の 2、中小企業者が 3 分の 1 を負担する。
- 中小企業者が特定の専門家を指名する場合：公社が 3 分の 1、中小企業者が 3 分の 2 を負担する。

３ ただし、県内及び県外の専門家が離島の中小企業者に派遣される場合、本島と離島間の旅費（宿泊費は含まない）は、原則公社の負担とする。

（報告書の提出）

第９条 専門家の派遣を受けた中小企業者は、専門家派遣終了後、2週間以内又は派遣年度の２月末日のいずれか早い日までに専門家派遣実施報告書（様式3）を公社に提出するものとする。

２ 専門家派遣された専門家は専門家派遣終了後、2週間以内又は派遣年度の２月末日のいずれか早い日までに専門家派遣業務報告書（様式6）を公社に提出するものとする。

（各種資料の提出方法）

第10条　様式1から様式6の資料については、原本を提出するものとする。ただし、電子申請（ウェブフォーム回答含む）または記名押印や表示文字等が鮮明な状態（フルカラーに限る）での提出が可能な場合、PDF ファイル形式での提出を認めるものとする。

２ 正当な理由なく期限までに報告書が提出されない場合、当該専門家の登録を取り消すことができる。また、中小企業者に対しては、以降の事業利用を制限することがある。

（事業評価）

第11条　公社は、必要に応じて、一定期間経過後に専門家派遣を受けた中小企業者に対してアンケート調査やヒアリング等を行い、事業効果を把握するものとする。また、必要に応じて、把握した内容を基に事

後評価委員会を開催し、フォローアップを行うものとする。

附 則

1 この要綱に定めるほか、事業の運営に必要な事項は公社の理事長が定めるものとする。
2 この要綱は、平成 12 年 5 月 11 日から施行する。
3 この要綱は、平成 17 年 4 月 25 日から施行する。
4 この要綱は、平成 22 年 6 月 18 日から施行する。
5 この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。
6 この要綱は、平成 27 年 3 月 30 日に施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
7 この要綱は、平成 28 年 2 月 10 日から施行する。
8 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
9 この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日に施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
10 この要綱は、平成 29 年 10 月 2 日から施行し、平成 29 年 10 月 1 日から適用する。
11 この要綱は、平成 31 年 4 月 9 日から施行する。
12 この要綱は、令和 2 年 4 月 20 日から適用する。
13 この要綱は、令和 3 年 5 月 17 日から適用する。
14 この要綱は、令和 5 年 6 月 2 日から適用する。
15 この要綱は、令和 6 年 11 月 11 日から適用する。
16 この要綱は、令和 8 年 9 月 15 日から適用する。

(別表)様式一覧

様式1	専門家派遣申請書
様式2	専門家派遣実施計画書
様式3	専門家派遣実施報告書 【企業用】
様式4	専門家登録申請書(新規・変更)
様式4－2	登録同意書
様式4－3	口座振込申出書
様式5	専門家登録抹消届出書
様式6	専門家派遣業務報告書 【専門家用】